

滋賀県衛生科学センター整備事業基本契約書
(案)

滋賀県

令和7年 月

滋賀県衛生科学センター整備事業基本契約書

滋賀県衛生科学センター整備事業（以下「本事業」という。）に関して、滋賀県（以下「発注者」という。）は、代表企業である●●ならびに構成員である●●、●●および●●で構成されるグループ（以下、これらの○者を個別にまたは総称して「受注者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。なお、この基本契約は、発注者と受注者との間で滋賀県衛生科学センター整備事業 工事請負契約が締結され、かかる契約についての滋賀県議会の議決が得られたことを停止条件としてその効力が生ずるものとし、上記滋賀県議会の議決が得られないときは、この契約は終了するものとする。

[注：本基本契約案は本事業のための特別目的会社（SPC）を設置しないことを前提としている。特別目的会社が設置される場合（但し、建設業法等の各種法令との関係を整理したうえで、受注者が特別目的会社による本事業の実施について問題がないと判断している場合に限る。）には、必要な調整を行う。]

（目的および解釈）

第1条 基本契約は、発注者および受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約本文において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定めるところによる。

（本事業の概要）

第2条 本事業の期間は、基本契約の締結日から令和○年○月○日までとする。

2 受注者は、基本契約、設計委託契約、工事請負契約、工事監理委託契約および要求水準書等に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する受注者の資金調達は、契約に別段の定めがある事項を除き、全て受注者がそれぞれ自己の責任において行うものとする。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（役割分担）

第4条 本事業の実施において、受注者を構成する各法人は、別途合意した場合を除き、次の各号に掲げるそれぞれの役割および業務実施責任を負う。

（1） 【企業名】 【業務内容】

(2) 【企業名】 【業務内容】

(3) 【企業名】 【業務内容】

2 代表企業は、要求水準書および提案書類に基づいて、本事業内容全体を統括し、構成員を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。なお、代表企業は、定期的に本事業の実施の状況に関し発注者に報告するものとし、発注者の要請があったときには、随時報告を行うこと。

(代表企業の権限)

第5条 代表企業は、本事業に関し、受注者を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限、事業契約の締結、業務委託料および請負代金（前払金および部分代金を含む。）の請求、受領および受注者に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の権限)

第6条 構成員は、代表企業が発注者から受領した業務委託料および請負代金について、第4条の役割分担および構成員の共同企業体における出資の割合等に応じて請求および受領する権限を有するものとし、代表企業への請求方法等については別途当該企業間で調整を行うものとする。

(設計業務)

第7条 設計業務の概要は、要求水準書および提案書類に定めるとおりとする。

2 設計企業は、発注者と受注者との設計委託契約が締結され、かかる契約の効力が発生した後、速やかに設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を発注者に提出し発注者の確認を得た上で、設計業務を完了させるものとする。

(建設業務)

第8条 建設業務の概要は、要求水準書および提案書類に定めるとおりとする。

2 建設企業は、発注者と受注者との工事請負契約が締結され、かかる契約の本契約としての効力が発生した後、速やかに建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、要求水準書等に従い、建設業務を完了させるものとする。

(工事監理業務)

第9条 工事監理業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

2 工事監理企業は、発注者と受注者との工事監理委託契約が締結され、かかる契約の効力が発生した後、速やかに工事監理業務に着手し、別途合意がある場合を除き、要求水準書等に従い、工事と設計図書との照合および確認を全て終えた後、工事監理報告書等を発注者に

提出するものとする。

（要求水準書等の未達に関する責任）

第10条 設計企業、建設企業および工事監理企業は、公共施設について要求水準書等の未達が発生した場合（公共施設の契約不適合を含む。）、発注者の指示に従い、当該未達状態に関して当該企業が負う義務を負担するものとし、当該企業間における責任分担については別途当該企業間で調整を行うものとする。

（基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第11条 発注者および受注者は、他の当事者の承諾がない限り、基本契約上の地位ならびに基本契約上の権利および義務の全部または一部について、第三者への譲渡または担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第12条 発注者および受注者は、本事業または基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者または受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者および受注者が、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者および受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者または受注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者および本事業に関する受注者の下請企業または受託者に開示する場合
- (5) 発注者が本事業にかかる各業務を受注者以外の第三者に請け負わせもしくは委託する

場合において当該第三者に開示する場合または当該第三者を選定する手続において特定もしくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第13条 発注者または受注者が、基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、基本契約において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(基本契約の変更)

第14条 基本契約の規定は、発注者および受注者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第15条 基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、大津地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(有効期間)

第16条 基本契約の有効期間は、基本契約が締結され、その効力が生じた日から設計期間の終了の日または建設期間の終了の日のいずれか遅い日までとする。ただし、基本契約の終了後も第12条、第13条および第15条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第17条 基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第18条 基本契約に定めのない事項、または基本契約に疑義のある事項については、発注者が定める要領、要綱、規則および条例によるほか、その都度、発注者および受注者は、誠実に協議の上これを定めるものとする。

この契約の証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年〇月〇日

発注者： 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造

受注者：(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住所]

[企業名]

[代表者]

別紙 1

定義集

カ- 「基本設計」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「基本設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が基本設計上作成する設計図書をいう。

「建設期間」とは、工事請負契約の成立の日から建設工事完了日または工事請負契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「建設企業」とは、●●をいう。

「建設業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「建設業務費」とは、工事請負契約に基づく建設業務の履行に対して県が支払う、「工事請負契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「建設工事完了日」とは、工事請負契約に基づいて建設業務完了後の公共施設の県への引渡し完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、令和○年○月○日または工事請負契約に基づき変更された公共施設の引渡しを行う予定日をいう。

「工事請負契約」とは、県と建設企業との間の令和○年○月○日付滋賀県衛生科学センター整備事業工事請負契約書をいう。

「工事監理業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「工事監理業務費」とは、工事監理委託契約に基づく工事監理業務の履行に対して県が支払う、「建築工事監理業務委託契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「構成員」とは、代表企業、●●および●●を個別にまたは総称していう。

サ- 「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「滋賀県衛生科学センター」とは、要求水準書に従い建設企業が建設する施設およびその付帯設備をいう。

「事業契約」とは、設計委託契約、工事請負契約および工事監理委託契約の総称をいう。

「事業年度」とは、毎年、4 月 1 日に開始し、3 月末日に終了する 1 年度をいう。

「実施設計」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「実施設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が実施設計上作成する設計図書をいう。

「設計企業」とは、●●をいう。

「設計業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「設計期間」とは、設計委託契約の成立の日から設計業務が完了した日または設計委託契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「設計業務費」とは、設計委託契約に基づく設計業務の履行に対して県が支払う、「建築設計業務委託契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「設計委託契約」とは、県と設計企業との間の令和〇年〇月〇日付滋賀県衛生科学センター整備業務委託契約書をいう。

「設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が作成した基本設計図書および実施設計図書についての設計に関する図書をいう。

タ・「代表企業」とは、●●をいう。

「提案書類」とは、企業グループが本事業に係る公募手続において県に提出した応募提案、県からの質問に対する回答書その他企業グループが基本契約締結までに県に提出した一切の書類をいう。

ナ・「入札説明書」とは、本事業に関し令和7年6月17日に公表された入札説明書および入札説明書の添付資料ならびに別添資料（公表後の追加および変更を含む。）をいう。

「入札説明書等に対する質問および回答書」とは、入札説明書および要求水準書の公表後に受け付けられた質問およびこれに対して県が令和〇年〇月〇日に公表した県の回答を記載した書面をいう。

ハ・「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、または騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者および企業グループの責任者によっても予見し得ず、もしくは予見してもその損失、損害または障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、法令等の変更は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、もしくは通達・行政指導・ガイドライン、または裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、もしくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

ヤ・「要求水準書」とは、入札説明書記載の公告時交付資料リスト上の F-01（提供後の追加および変更を含む。）をいう。

「要求水準書等」とは、基本契約、設計委託契約、工事請負契約、工事監理委託契約、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問および回答書および提案書類を総称していう。

別紙 2

事業日程

(1) 事業契約の締結

設計委託契約 令和〇年〇月〇日

工事請負契約 令和〇年〇月〇日

工事監理委託契約 令和〇年〇月〇日

(2) 設計期間 議会の議決を得た日～令和〇年〇月〇日

(3) 建設期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(4) 建設工事完了予定日 令和〇年〇月〇日

(5) 引渡し予定日 令和〇年〇月〇日